

# 官報号外 昭和三十六年十月二十七日

## ○第三十九回 参議院会議録第十二号

昭和三十六年十月二十七日(金曜日)

午前十時三十九分開議

議事日程 第十二号

昭和三十六年十月二十七日

午前十時開議

第一 昭和三十六年度分の地方交

付税の単位費用の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 日本国鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 オリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案(衆議院送付)

第六 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件  
一、社会保険審査会委員の任命に関する件  
一、日程第一 昭和三十六年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案  
一、日程第二 日本国鉄道法の一部を改正する法律案  
一、日程第三 大蔵省設置法の一部を改正する法律案  
一、日程第四 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案  
一、日程第五 オリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案  
一、日程第六 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案(衆議院送付)

○議長(松野謙平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。  
医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律案  
医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案  
昭和三十六年九月の第二室戸台風による灾害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特例に関する法律案  
昭和三十六年九月の第二室戸台風による灾害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法案  
昭和三十六年九月の第二室戸台風による灾害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法  
昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国庫の貸付けの特例に関する法律案  
昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案  
災害対策特別委員会に付託



同日松浦清一君外二名から左の議案が  
提出された。

# 中央競馬会の国庫納付金等の臨時特別に関する法律案可決報告書

内閣から、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定

まず、委員長の報告を求めます。地

昭和三十六年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法

## 核兵器の実験禁止並びに軍縮に関する決議案

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案可決報告書

により、石井通則君を社会保険審査会委員に任命することについて、本院の

〔審査報告書は都合により追録に  
掲載〕

昭和三十六年度分に限り、地方交律

た。

法律案可決報告書

起立を求めます。

## 第三章　公私の区分と税負担

位費用の特例に関する法律案可決報告書

講長(松野節平君)　云々　本日の  
云議を開きます。

○議長(松野謙平君) 総員起立と認め  
ます。

を可決した。

日本国に鉄道法の一部を改正する法律  
案可決報告書  
大蔵省設置法の一部を改正する法律  
案可決報告書  
オリエンピック東京大会の馬術競技に  
使用する施設の建設等のための日本

社会保険審査会委員の任命に関する  
旨を議題とすることに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君)　日程第一、昭和三十六年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

の 種 類	経費 の 種 類	測 定 單 位	単 位	費 用
-------------	-------------------	------------------	--------	--------

1 小学校費	教育費
	教職員數

四百一十一

測定単位	費種類	1 土木費	2 橋りよう費	3 河川費	4 港湾費	5 その他の土木費	面積	長
警察員数	警察費	一人につき	一平方メートルにつき	道路の面積	橋りようの面積	道路の延長	木橋の延長	河川の延長
人	人	五三二一六〇〇〇〇	二四八四〇〇	一四四〇〇	三〇七八五〇	一八八〇〇	三六〇七六〇〇	二〇八六〇〇
測定単位	警察費	警察員数	警察員数	道路の面積	橋りようの面積	道路の延長	木橋の延長	河川の延長
単位	人	人	人	一平方メートルにつき	一平方メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき
位	人	五三二一六〇〇〇〇	二四八四〇〇	一四四〇〇	三〇七八五〇	一八八〇〇	三六〇七六〇〇	二〇八六〇〇
費	警察費	警察員数	警察員数	道路の面積	橋りようの面積	道路の延長	木橋の延長	河川の延長
用	人	人	人	一平方メートルにつき	一平方メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき
1 土木費	警察費	警察員数	警察員数	道路の面積	橋りようの面積	道路の延長	木橋の延長	河川の延長
2 橋りよう費	警察費	警察員数	警察員数	一平方メートルにつき	一平方メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき
3 河川費	警察費	警察員数	警察員数	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき
4 港湾費	警察費	警察員数	警察員数	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき
5 その他の土木費	警察費	警察員数	警察員数	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき
面積	警察費	警察員数	警察員数	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき
人口	警察費	警察員数	警察員数	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
面積	警察費	警察員数	警察員数	一平方キロメートルにつき	一平方キロメートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき
長	警察費	警察員数	警察員数	六八二一九四〇〇〇	六八二一九四〇〇〇	三五六〇〇〇	三五六〇〇〇	三五六〇〇〇
海岸保全施設の延長	警察費	警察員数	警察員数	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき

一、五八九	○	一、四八六	○	六六、一、一四〇	七九〇六	一一、一、七七〇〇	四六、七七〇〇
一一、一、八〇〇〇	四六、七七〇〇	一一、一、八〇〇〇	四六、七七〇〇	一一、一、八〇〇〇	四六、七七〇〇	一一、一、八〇〇〇	四六、七七〇〇
一一、一、八〇〇〇	四六、七七〇〇	一一、一、八〇〇〇	四六、七七〇〇	一一、一、八〇〇〇	四六、七七〇〇	一一、一、八〇〇〇	四六、七七〇〇
一一、一、八〇〇〇	四六、七七〇〇	一一、一、八〇〇〇	四六、七七〇〇	一一、一、八〇〇〇	四六、七七〇〇	一一、一、八〇〇〇	四六、七七〇〇
一一、一、八〇〇〇	四六、七七〇〇	一一、一、八〇〇〇	四六、七七〇〇	一一、一、八〇〇〇	四六、七七〇〇	一一、一、八〇〇〇	四六、七七〇〇

昭和三十六年十月二十七日 参議院会議録第十一号

## 議長の報告会議 議事日程追 単位費用の特例に關する法律案

加の件 社会保険審査会委員の任命に関する件

昭和三十六年度分の地方交付税の

一  
六五

昭和三十六年十月二十七日 参議院会議録第十二号 昭和三十六年度の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案

市町村

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。

算入しなければならないので、その基礎となる単位費用について、本年度分の特例を定めようとするものであります。

2 この法律の施行前すでに地方団体に交付された昭和三十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額は、昭和三十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の概算額は、昭和三十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額とみなす。

〔小幡治和君登壇、拍手〕

○小幡治和君　ただいま議題となりました昭和三十六年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法案は、政府において本年十月一日から実施を予定しております。国家公務員の給与改定と生活保護基準の引き上げに伴い、地方団体において、国家公務員に準じ地方公務員の給与改定を行なうため必要な財源、及び生活保護費のうち地方団体の負担に属する経費の額の算定に用いる基準財政需要額に

その詳細については会議録によつてごらんを願いたいと存じます。

八 特別地方債償還費

債源復旧事業費の償還度以降において償還すべき元金の昭和三十六年度における償還額

につき

一一〇

1 特別措置債償還費

特別の措置として一円につき  
地方債に係る元利償還金

一円につき

一一〇

2 特定債償還費

公共事業費等特定の事業費の財源に係る元利償還金

一円につき

一一〇

十月二十四日質疑を終結し、二十六日討論に入りましたところ、秋山委員は日本社会党を代表して、本法案に反対の旨を述べられ、反対理由として、

まず、委員長の報告を求めます。運営委員会理事天埜良吉君。

3 日本国鉄道は、次の方法により業務上の余裕金を運用することができる。ただし、第一項の規定により国庫に預託された預託金の額が大蔵大臣の定める金額以下である場合は、この限りでない。

4 特別措置債償還費の発行を許可された元利償還金

一円につき

二五

4 特別措置債償還費

特別の措置として一円につき  
地方債に係る元利償還金

一円につき

一一〇

八 特別地方債償還費

債源復旧事業費の償還度以降において償還すべき元金の昭和三十六年度における償還額

につき

一一〇

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前すでに地方団体に交付された昭和三十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額は、昭和三十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の概算額は、昭和三十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額とみなす。

3 日本国鉄道は、次の方法により業務上の余裕金を運用することができる。ただし、第一項の規定により国庫に預託された預託金の額が大蔵大臣の定める金額以下である場合は、この限りでない。

4 特別措置債償還費の発行を許可された元利償還金

一円につき

二五

八 特別地方債償還費

債源復旧事業費の償還度以降において償還すべき元金の昭和三十六年度における償還額

につき

一一〇

うに改め、国鉄の資金の効率的な運用をはかることができるようにしておこなうものであります。

委員会の審議におきましては、日本

国有鉄道の業務にかかる現金及び預託

金の実情、大蔵大臣の定める限度額等

について若干質疑がかわされました。

その詳細については委員会会議録によ

り御承知願いたいと存じます。

以上で質疑を終了し、続いて討論に

入りましたが、別に発言もなく、直ち

に採決に入りましたところ、本法律案

は全会一致をもちまして原案どおり可

決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に

賛成の諸君の起立を求めて

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め

ます。よって本案は全会一致をもつて

可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 日程第三、大蔵

省設置法の一部を改正する法律案、

大蔵省設置法の一部を改正する

法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法

律案

大蔵省設置法の一部を改正する法

律案

大蔵省設置法の一部を改正する

法律案

大蔵省設置法の一部を改正する

法律案

大蔵省設置法の一部を改正する

法律案

大蔵省設置法の一部を改正する

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長大谷藤之助君。

〔審査報告書は都合により追録に

掲載〕

大蔵省設置法の一部を改正する法

律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付

する。

昭和三十六年十月十九日

衆議院議長 清瀬 一郎

大蔵省設置法の一部を改正する法

法律案

第十号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

第十六条の三 財務研修所は、大蔵省の職員に対して、財務局の所掌事務に従事するため必要な研修を行なう機関とする。

四 酒類業組合等に関する制度の

調査、企画及び立案をするこ

と。

第九条第二項を削り、同条の次に

次の二条を加える。

(関税局の事務)

第九条の二 関税局においては、左の事務をつかさどる。

一 関税、とん税、特別とん税その他の税關行政に関する制度(他国との関税に関する協定を含む。)の調査、企画及び立案をすること。

二 関税、とん税及び特別とん税の賦課徴収に関すること。

三 関税法規による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りを行なうこと。

四 指定保税地域、保税上屋、保税倉庫及び保税工場に関すること。

五 税關貨物取扱人の免許を出すこと。

六 税關統計を作成すること。

七 税關職員の教養及び訓練に関すること。

八 その他税關に関する事務。

九 本件の施行に伴う税關の組織、運営等の事務。

十 本件の施行に伴う税關の組織、運営等の事務。

十一 本件の施行に伴う税關の組織、運営等の事務。

十二 本件の施行に伴う税關の組織、運営等の事務。

十三 本件の施行に伴う税關の組織、運営等の事務。

十四 本件の施行に伴う税關の組織、運営等の事務。

十五 本件の施行に伴う税關の組織、運営等の事務。

十六 本件の施行に伴う税關の組織、運営等の事務。

十七 本件の施行に伴う税關の組織、運営等の事務。

十八 本件の施行に伴う税關の組織、運営等の事務。

十九 本件の施行に伴う税關の組織、運営等の事務。

二十 本件の施行に伴う税關の組織、運営等の事務。

二十一 本件の施行に伴う税關の組織、運営等の事務。

二十二 本件の施行に伴う税關の組織、運営等の事務。

二十三 本件の施行に伴う税關の組織、運営等の事務。

二十四 本件の施行に伴う税關の組織、運営等の事務。

二十五 本件の施行に伴う税關の組織、運営等の事務。

二十六 本件の施行に伴う税關の組織、運営等の事務。

二十七 本件の施行に伴う税關の組織、運営等の事務。

二十八 本件の施行に伴う税關の組織、運営等の事務。

二十九 本件の施行に伴う税關の組織、運営等の事務。

三十 本件の施行に伴う税關の組織、運営等の事務。

三十一条 本件の施行に伴う税關の組織、運営等の事務。

(財務研修所)

第十六条の三 財務研修所は、大蔵省の職員に対して、財務局の所掌事務に従事するため必要な研修を行なう機関とする。

四 金融機関資金審議会は、この法

律の施行の日に新たに置かれるも

のとす。

五 この法律は、公布の日から施行

する。

六 第十七条第一項の表中専税制度調

査会の項を削る。

七 会計事務職員研修所の組織は、

大蔵省令で定める。

八 第十七条第一項の表中専税制度調

査会の項を削る。

九 第十七条第一項の表中専税制度調

査会の項を削る。

十 第十七条第一項の表中専税制度調

査会の項を削る。

十一 第十七条第一項の表中専税制度調

査会の項を削る。

十二 第十七条第一項の表中専税制度調

査会の項を削る。

十三 第十七条第一項の表中専税制度調

査会の項を削る。

十四 第十七条第一項の表中専税制度調

査会の項を削る。

十五 第十七条第一項の表中専税制度調

査会の項を削る。

十六 第十七条第一項の表中専税制度調

査会の項を削る。

十七 第十七条第一項の表中専税制度調

査会の項を削る。

十八 第十七条第一項の表中専税制度調

査会の項を削る。

十九 第十七条第一項の表中専税制度調

査会の項を削る。

二十 第十七条第一項の表中専税制度調

査会の項を削る。

二十一 第十七条第一項の表中専税制度調

査会の項を削る。

二十二 第十七条第一項の表中専税制度調

査会の項を削る。

附則第四項を次のように改める。

四 第十七条第一項に掲げる附屬機

國のうち、金融機関資金審議会

は、昭和三十八年三月二十一日ま

で置かれるものとする。

附 則

一 この法律は、公布の日から施行

する。

二 金融機関資金審議会は、この法

律の施行の日に新たに置かれるも

のとす。

三 会計事務職員研修所は、東京都に

置く。

四 会計事務職員研修所は、東京都に

置く。

五 会計事務職員研修所は、東京都に

置く。

六 会計事務職員研修所は、東京都に

置く。

七 会計事務職員研修所は、東京都に

置く。

八 会計事務職員研修所は、東京都に

置く。

九 会計事務職員研修所は、東京都に

置く。

十 会計事務職員研修所は、東京都に

置く。

十一 会計事務職員研修所は、東京都に

置く。

十二 会計事務職員研修所は、東京都に

置く。

十三 会計事務職員研修所は、東京都に

置く。

十四 会計事務職員研修所は、東京都に

置く。

十五 会計事務職員研修所は、東京都に

置く。

十六 会計事務職員研修所は、東京都に

置く。

十七 会計事務職員研修所は、東京都に

置く。

十八 会計事務職員研修所は、東京都に

置く。

目次

第一章 総則(第一条~第五条)

第二章 給付金の種類及び支給

(第六条~第十五条)



昭和三十六年十月二十七日 参議院会議録第十二号 大蔵省設置法の一部を改正する法律案外一件

障害の等級	障害給付金の金額
第一級から第三級まで	一三八,〇〇〇円
第四級から第七級まで	一七八,〇〇〇円
第八級から第一〇級まで	一四七,〇〇〇円
第一一級から第一四級まで	一八,〇〇〇円

4 次の各号に掲げる場合の身体障害の等級は、次の各号のうち被害者に最も有利なものによる。

一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級

二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上位の等級

三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上位の等級

5 前項に規定する身体障害の等級による障害給付金の額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害給付金の額を合算した金額をことえることとなつてはならない。

6 十二でに身体障害のある被害者が、連合国占領軍等の行為等による負傷又は疾病により、同一部位について障害の程度を加重したときは、障害給付金の額から従前の障害に応する障害給付金の額に相当する金額を控除した金額を支給する。

7 第一項の被害者がこの法律の施行前にその身体障害につき障害給付金に相当する見舞金の支給を受けているときは、障害給付金の額から当該見舞金の額に相当する金額を控除した金額を支給する。  
(遺族給付金の支給)

第十一条 遺族給付金は、被害者で連合国占領軍等の行為等により死亡したものとの遺族に支給する。  
遺族給付金の額は、二十五万円とする。

3 第一項の被害者の遺族が、この法律の施行前に当該被害者の死亡につき遺族給付金に相当する見舞金の支給を受けているときは、遺

2 又はその者と生計をともにしていた孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。ただし、この法律の施行の日前に離縁によつて被害者との親族関係が終了した者を除く。

3 被害者の死亡の當時胎児であつた子が出生したときは、その子は、被害者の死亡の当時ににおける子とみなす。

3 前項の子が、この法律の施行の日後に出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、その子は、この法律の施行の日(被害者の死亡の日がこの法律の施行の日後であるときは、その死亡の日)において日本の国籍を有してゐたものとみなす。

(遺族の順位等)

一 配偶者（被害者の死亡の日以後において、その死亡の日以後にこの法律の施行の日前に、被殺者の二親等内の血族（以下この項において「遺族」という。）以降の者と婚姻（届出をしないがままで実上婚姻関係と同様の事情による場合を含む。）した又はこの法律の施行の日において遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

二 子（この法律の施行の日（被殺者の死亡の日がこの法律の施行の日後であるときは、その死亡の日。以下この項及び次項において同じ。）において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

三 父母

四 孫（この法律の施行の日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

2 評項の規定により遺族給付金の支給を受けることができる先順位にある遺族が、この法律の施行の日において生死不明であり、かつ、その日以後引き続き二年以上（その者がこの法律の施行の日までに二年以上生死不明であるときは、一年以上）生死不明である場合において、他に同順位にある遺族がないときは、次順位の遺族の請求により、その次順位の遺族へその次順位の遺族と同順位と他の遺族があるときは、そのすべての同順位の遺族）を遺族給付金の支給を受けることができる先順位の遺族とみなすことができる。

族給付金の額から当該見舞金の額に相当する金額を控除した金額を支給する。  
(遺族の範囲)

亡の当時においてその者によつて、被害者の死を謀る  
生計を維持し、又はその者と生計をともにしてゐたものを先にし、  
同順位の父母については、養父母として

六 兄弟姉妹（この法律の施行の日において、道族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）  
七 第二号において同号の順位から除かれている子

(葬祭給付金の支給)  
**第十三条** 葬祭給付金は、被患者で連合国占領軍等の行為等により死亡したものの遺族に支給する。  
**2** 葬祭給付金の額は、五千円とする。

**3** 第十一條並びに前条第一項及び第二項の規定は葬祭給付金の支給を受けることができる連合国占領軍等の行為等により死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者に係る給付金の支給を請求することができる。

**2** 第十二条第三項の規定は、前項の規定により給付金の支給を受けたことができる同順位の相続人が二人以上ある場合について適用する。  
**3** 第三章 不服の申立て  
 (不服の申立て)  
**第十四条** 打切給付金は、第七条の規定により療養給付金の支給を受けることができる被害者でこの法律の施行の際当該負傷又は疾病が現し現に療養中のものが、その療養の開始後、この法律の施行の日までに三年を経過して、この法律の施行において三年を経過しても当該負傷又は疾病がなおならない場合に支給することができる。  
**2** 第一項の規定により打切給付金の支給を行なつたときは、その後におけるこの法律による給付金の支給は、行なわない。

**3** 第十五条 給付金の支給を請求することができる連合国占領軍等の行為等により死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の名で、死亡した者に係る給付金の支給を請求することができる。

**2** 第十六条 給付金の支給に関する処分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から起算して六十日以内に、書面で、調達府長官に不服の申立てをすることができる。  
**3** 前項の規定による不服の申立ては、時効の中止については、裁判所の請求とみなす。  
**2** 調達府長官は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、第一項の期間を経過した後においても不服の申立てを受理することができる。  
**3** 第二項の規定により打切給付金の支給を行なつたときは、その後におけるこの法律による給付金の支給は、行なわない。

**2** 第十七条 調達府長官は、不服の申立てを受けたときは、必要な審査を行ない、すみやかに裁決をし、不服の申立てをした者にこれを通じなければならない。

**2** 調達府長官は、前項の裁決をしようとするときは、あらかじめ、

(葬祭給付金の支給)

連合国占領軍等の行為等により死

いて、死亡した者がその死亡前に給付金の支給の請求をしていなかつたときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者に係る給付金の支給を請求することができる。

(政令への委任)  
**第十八条** 前二条に規定するものほか、不服の申立て、審査及び裁決の手続に關して必要な事項は、政令で定める。

(設置及び権限)

**2** 第十九条 調達府に、附屬機関として、被患者給付金審査会(以下この章において「審査会」という。)を置く。

第三章 不服の申立て  
 (不服の申立て)  
**第十六条** 給付金の支給に関する処分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から起算して六十日以内に、書面で、調達府長官に不服の申立てをすることができる。

**2** 審査会は、第十七条第二項の規定による調達府長官の諮問に応じ、当該諮詢事項について調査審議し、及び意見を述べる機関とする。

**3** 委員は、附屬機関の職員及び学識経験のある者のうちから、調達府長官が任命する。

**4** 委員は、非常勤とする。

**5** 会長は、審査会の会務を総理す

る。

**6** 会員は、審査会に、学識経験のある者のうちから任命された委員の互選により、会長一人を置く。

**7** 委員は、非公務員とする。

**8** 委員は、公務員とする。

**9** 委員は、公務員とする。

**10** 委員は、公務員とする。

**11** 委員は、公務員とする。

**12** 委員は、公務員とする。

**13** 委員は、公務員とする。

**14** 委員は、公務員とする。

**15** 委員は、公務員とする。

**16** 委員は、公務員とする。

**17** 委員は、公務員とする。

**18** 委員は、公務員とする。

**19** 委員は、公務員とする。

**20** 委員は、公務員とする。

**21** 委員は、公務員とする。

**22** 委員は、公務員とする。

**23** 委員は、公務員とする。

**24** 委員は、公務員とする。

**25** 委員は、公務員とする。

**26** 委員は、公務員とする。

**27** 委員は、公務員とする。

**28** 委員は、公務員とする。

**29** 委員は、公務員とする。

**30** 委員は、公務員とする。

**31** 委員は、公務員とする。

**32** 委員は、公務員とする。

**33** 委員は、公務員とする。

**34** 委員は、公務員とする。

**35** 委員は、公務員とする。

**36** 委員は、公務員とする。

**37** 委員は、公務員とする。

**38** 委員は、公務員とする。

**39** 委員は、公務員とする。

**40** 委員は、公務員とする。

**41** 委員は、公務員とする。

**42** 委員は、公務員とする。

**43** 委員は、公務員とする。

**44** 委員は、公務員とする。

**45** 委員は、公務員とする。

**46** 委員は、公務員とする。

**47** 委員は、公務員とする。

**48** 委員は、公務員とする。

**49** 委員は、公務員とする。

**50** 委員は、公務員とする。

**51** 委員は、公務員とする。

**52** 委員は、公務員とする。

**53** 委員は、公務員とする。

**54** 委員は、公務員とする。

**55** 委員は、公務員とする。

**56** 委員は、公務員とする。

**57** 委員は、公務員とする。

**58** 委員は、公務員とする。

**59** 委員は、公務員とする。

**60** 委員は、公務員とする。

**61** 委員は、公務員とする。

**62** 委員は、公務員とする。

**63** 委員は、公務員とする。

**64** 委員は、公務員とする。

**65** 委員は、公務員とする。

**66** 委員は、公務員とする。

**67** 委員は、公務員とする。

**68** 委員は、公務員とする。

**69** 委員は、公務員とする。

**70** 委員は、公務員とする。

**71** 委員は、公務員とする。

**72** 委員は、公務員とする。

**73** 委員は、公務員とする。

**74** 委員は、公務員とする。

**75** 委員は、公務員とする。

**76** 委員は、公務員とする。

**77** 委員は、公務員とする。

**78** 委員は、公務員とする。

**79** 委員は、公務員とする。

**80** 委員は、公務員とする。

**81** 委員は、公務員とする。

**82** 委員は、公務員とする。

**83** 委員は、公務員とする。

**84** 委員は、公務員とする。

**85** 委員は、公務員とする。

**86** 委員は、公務員とする。

**87** 委員は、公務員とする。

**88** 委員は、公務員とする。

**89** 委員は、公務員とする。

**90** 委員は、公務員とする。

**91** 委員は、公務員とする。

**92** 委員は、公務員とする。

**93** 委員は、公務員とする。

**94** 委員は、公務員とする。

**95** 委員は、公務員とする。

**96** 委員は、公務員とする。

**97** 委員は、公務員とする。

**98** 委員は、公務員とする。

**99** 委員は、公務員とする。

**100** 委員は、公務員とする。

**101** 委員は、公務員とする。

**102** 委員は、公務員とする。

**103** 委員は、公務員とする。

**104** 委員は、公務員とする。

**105** 委員は、公務員とする。

**106** 委員は、公務員とする。

**107** 委員は、公務員とする。

**108** 委員は、公務員とする。

**109** 委員は、公務員とする。

**110** 委員は、公務員とする。

**111** 委員は、公務員とする。

**112** 委員は、公務員とする。

**113** 委員は、公務員とする。

**114** 委員は、公務員とする。

**115** 委員は、公務員とする。

**116** 委員は、公務員とする。

**117** 委員は、公務員とする。

**118** 委員は、公務員とする。

**119** 委員は、公務員とする。

**120** 委員は、公務員とする。

**121** 委員は、公務員とする。

**122** 委員は、公務員とする。

**123** 委員は、公務員とする。

**124** 委員は、公務員とする。

**125** 委員は、公務員とする。

**126** 委員は、公務員とする。

**127** 委員は、公務員とする。

**128** 委員は、公務員とする。

**129** 委員は、公務員とする。

**130** 委員は、公務員とする。

**131** 委員は、公務員とする。

**132** 委員は、公務員とする。

**133** 委員は、公務員とする。

**134** 委員は、公務員とする。

**135** 委員は、公務員とする。

**136** 委員は、公務員とする。

**137** 委員は、公務員とする。

**138** 委員は、公務員とする。

**139** 委員は、公務員とする。

**140** 委員は、公務員とする。

**141** 委員は、公務員とする。

**142** 委員は、公務員とする。

**143** 委員は、公務員とする。

**144** 委員は、公務員とする。

**145** 委員は、公務員とする。

**146** 委員は、公務員とする。

**147** 委員は、公務員とする。

**148** 委員は、公務員とする。

**149** 委員は、公務員とする。

**150** 委員は、公務員とする。

**151** 委員は、公務員とする。

**152** 委員は、公務員とする。

**153** 委員は、公務員とする。

**154** 委員は、公務員とする。

**155** 委員は、公務員とする。

**156** 委員は、公務員とする。

**157** 委員は、公務員とする。

**158** 委員は、公務員とする。

**159** 委員は、公務員とする。

**160** 委員は、公務員とする。

**161** 委員は、公務員とする。

**162** 委員は、公務員とする。

**163** 委員は、公務員とする。

**164** 委員は、公務員とする。

**165** 委員は、公務員とする。

**166** 委員は、公務員とする。

**167** 委員は、公務員とする。

**168** 委員は、公務員とする。

**169** 委員は、公務員とする。

**170** 委員は、公務員とする。

**171** 委員は、公務員とする。

**172** 委員は、公務員とする。

**173** 委員は、公務員とする。

**174** 委員は、公務員とする。

**175** 委員は、公務員とする。

**176** 委員は、公務員とする。

**177** 委員は、公務員とする。

**178** 委員は、公務員とする。

**179** 委員は、公務員とする。

**180** 委員は、公務員とする。

別表

第一級	身	体	障	害
一 両眼が失明したもの				
二 咽嚥及び言語の機能を廃したもの				
三 精神に、當時の介護を必要とする程度の障害を残すもの				
四 胸腹部臓器の機能に、當時の介護を必要とする程度の障害を残すもの				
五 半身不随となつたもの				
六 両上肢をひじ関節以上で失つたもの				
七 両上肢の用を全く廃したもの				
八 両下肢をひざ関節以上で失つたもの				
九 両下肢の用を全く廃したもの				
第一級				
一 一眼が失明し、かつ他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの				
二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの				
三 両上肢を腕関節以上で失つたもの				
四 両下肢を足関節以上で失つたもの				
五 両上肢のすべての指を失つたもの				
第六級				
一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの				
二 咽嚥又は言語の機能に著しい障害を残すもの				
三 膜の大部の欠損その他により、両耳の聴力が、耳窓に接しなければ大声を解することができない程度に減したもの				
四 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの				
五 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの				
六 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの				
七 一上肢のすべての指又はおや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指を失つたもの				
第二級				
一 一眼が失明し、かつ他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの				
二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの				
三 両上肢を腕関節以上で失つたもの				
四 両下肢を足関節以上で失つたもの				
五 両上肢のすべての指を失つたもの				
第三級				
一 一眼が失明し、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの				
二 咽嚥又は言語の機能を廃したもの				
三 精神に、終身労務に服することができない程度の障害を残すもの				
四 胸腹部臓器の機能に、終身労務に服することができない程度の障害を残すもの				
五 両上肢のすべての指を失つたもの				
第六級				
一 一眼が失明し、かつ、他眼の視力が〇・六以下になつたもの				
二 膜の中等度の欠損その他により、両耳の聴力が、四十センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減したもの				
三 精神に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度の障害を残すもの				
四 胸腹部臓器の機能に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度の障害を残すもの				
五 一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの				
六 一上肢のすべての指又はおや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したもの				
第七級				
一 一眼が失明し、かつ、他眼の視力が〇・六以下になつたもの				
二 膜の中等度の欠損その他により、両耳の聴力が、四十センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減したもの				
三 精神に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度の障害を残すもの				
四 胸腹部臓器の機能に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度の障害を残すもの				
五 一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの				
六 一上肢のすべての指又はおや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したもの				
第八級				
一 一眼が失明し、かつ、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの				
二 咽嚥及び言語の機能に著しい障害を残すもの				
三 膜の全部の欠損その他により、両耳の聴力を全く失つたもの				
四 一上肢をひじ関節以上で失つたもの				
五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの				
六 両上肢のすべての指の用を廃したもの				
七 両下肢をリストラン関節以上で失つたもの				
八 両下肢のすべての足ゆびの用を廃したもの				
九 女子の外貌に著しい醜状を残すもの				
一〇 両側の睾丸を失つたもの				
第九級				
一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの				
二 脊柱に運動障害を残すもの				
三 神経系統の機能に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度の障害を残すもの				
四 おや指をあわせ一上肢の二指を失つたもの				
五 一上肢のおや指及びひとさし指又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上の用を廃したもの				
六 一上肢を五センチメートル以上短縮したるもの				
七 一上肢の三大関節のうち、一関節の用を廃したもの				
八 一下肢の三大関節のうち、一関節の用を廃したもの				
九 一上肢に仮関節を残すもの				
第十級				
一 一眼が失明し、かつ、他眼の視力が〇・一以下になつたもの				
二 一上肢を腕関節以上で失つたもの				
三 一下肢を足関節以上で失つたもの				
四 一上肢の用を全く廃したものの				
五 一下肢の用を全く廃したものの				
六 両下肢のすべての足ゆびを失つたもの				



第一四級

- 第一四級 備考

一 視力の測定は、万国式試視表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものといふ。

三 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指

四 足ゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。足ゆびの用を廃したものとは、第一足ゆびは末節の半分以上、その他の足ゆびは末関節以上を失つたもの又は蹠趾関節若しくは第一趾関節（第一足ゆびにあつては足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

五 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの

六 上肢のおや指及びひとさし指以外の指の指骨の一部を失つたもの

一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまづぱぱを残すもの

二 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの

三 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの

四 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの

五 一上肢の二指の用を廃したもの

六 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの

等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

〔大谷藤之助君登壇、拍手〕

○大谷藤之助君　ただいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案外一件につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案の要点は、

第一に、最近におけるわが國貿易の急激な伸展と為善・貿易の自由化に伴う関税政策の重要性の向上に顧み、事務処理の効率的な運営をはかるため、主税局税關部を関稅局に昇格させようとするものであります。

第二に、財務局職員の資質能力の向上をはかるため財務研修所を、また、各省庁等における会計事務の改善に資するため会計事務職員研修所を、それぞれ独立の附屬機関として設置しようとするものであります。

第三に、印刷局及び税關における官房の制度を、内部統制の充実強化をはかる被

等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

〔大谷藤之助君登壇、拍手〕

かかるために、総務部に改めようとするものであります。

第四に、最近の経済金融情勢の推移にかんがみ、大蔵大臣の諮問機関である金融機関資金審議会の設置期間を昭和三十八年三月三十日まで延長しよつとするものであります。

本法律案は、衆議院において修正議決の上、本院に送付されたものであります。

万円から二十万円にするなど、それぞれ増額する修正が行なわれております。第二に、昭和二十年八月十五日から同年九月一日までの間に類似の被害が若干ありましたので、これらについても本法を適用する旨の修正が行われております。

二 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまづげばげを  
三 齒以上に対し歯科補綴を加えたもの

四 下肢の露出面に於てのひらの大きさの醜いあとを残すもの

五 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの

六 一上肢の手や指及びひとさし以外の者の指骨の一部

七 一上股のおや指及びひとさし指以外の指の末関節を屈伸することができるなくなつたもの

八 一下肢の第三足ゆび以下の「一又は二」の足ゆびの用を廃したもの

九 局部に神経症状を残すもの

一〇 男子の外貌<sup>げいめい</sup>に醜状を残すもの

等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

〔大谷藤之助君答塙、拍手〕

○大谷藤之助君　ただいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案外一件につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案の要点は、

第一に、最近におけるわが国貿易の急激な伸展と為替・貿易の自由化に伴う関税政策の重要性の向上に顧み、事務処理の効率的な運営をはかるため、主税局税關部を関税局に昇格させよとするものであります。

第二に、財務局職員の資質能力の向上をはかるため財務研修所を、それするために会計事務職員研修所を、それぞれ独立の附屬機関として設置しよとするものであります。

第三に、印刷局及び税關における官房の制度を、内部統制の充実強化をは

第四に、最近の経済金融情勢の推移にかんがみ、大蔵大臣の諮問機関である金融機関資金審議会の設置期間を昭和三十八年三月三十一日まで延長しよろとするものであります。

次に、当委員会における質疑のおもなるものを申し上げますと、税関部を関税局に昇格させる根本的な理由、最近における貿易の趨勢、貿易自由化と金融引き締め政策の貿易に及ぼす影響、財務、会計両研修所の機構と研修人員、金融機関資金審議会の委員の人選方法等であります。大蔵大臣及び政府委員よりそれぞれ答弁がありましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

本法律案は、衆議院において修正議決の上、本院に送付されたものであります。

まず、政府原案の内容を申し上げますと、本邦内における昭和二十年九月二日から昭和二十七年四月二十八日までの占領期間中に発生した連合国占領軍等の行為等によって負傷し、または疾病にかかった者、及び遺族であつて日本国籍を有する者に対し、療養給付金、休業給付金、障害給付金、遺族給付金、葬祭給付金及び打切給付金を支給しようとするものでありまして、これら給付金の額、支給を受ける権利の認定等に關し規定を設けるほか、遺族の相位、手続等に關し、所要の事項を規定いたしております。

右の政府原案に対し、衆議院におきまして、第一に、右の六種の給付金のうち、休業、障害、遺族及び打切の各給付金の支給額を、それを増額することといたしております。すなわち、政府原案の支給額の積算根拠では、平均基準日額を百五十円として計算しておりますが、それを二百円に引き上げて計算いたし、また遺族給付金を十五

万円から二十万円にするなど、それぞれ増額する修正が行なわれておりました。第二に、昭和二十年八月十五日から同年九月一日までの間にも類似の被害が若干ありましたので、これらについても本法を適用する旨の修正が行なわれております。

当委員会における質疑のおもなるものの申し上げますと、本法律案の適用者について、政府はその実態を把握しているかどうか、また、調査の結果、これら被書者等が今後増加することはないか、休業給付金はいかなる根拠によって算定したのか等であります。防衛庁長官及び政府委員よりそれぞれ答弁がありましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、塙見委員より自由民主党を代表して、次の附帯決議案を付して賛成する旨の発言がありました。

塙見委員提出の附帯決議案を朗読いたします。







す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

### 第六章 雜則

#### (解散)

第三十五条 協会の解散及びその解散した場合における残余財産の処分については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十六条 主務大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

#### 一 第六条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十六条又は第三十条第一項若しくは第二十九条の認可をしよろとするとき。

#### 二 第二十八条第一項の承認をしよろとするとき。

#### 三 第三十一条第一号又は第二号の指定をしよろとするとき。

#### 四 第二条第二項第二号若しくは第四号、第二十二条第二号から第四号まで、第二十四条第二項又は第三十二条の主務省令を定めようとするとき。

#### 五 第三十三条第二項の規定によつたとき。

#### (主務大臣等)

第三十七条 この法律において「主務大臣」とあるのは、内閣総理大臣及び農林大臣とする。ただし、大臣の権限は、内閣総理大臣又は農林大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

2 この法律において「主務省令」とあるのは、総理府令、農林省令とする。

#### 第一条 協会の設立等

第一項の規定による登記をすれば、北

方協会といふ名称を使用している

事又は監事となるべき者を指名する。

者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 前項の規定により指名された会員、副会長、理事又は監事となるべき者は、協会の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ会長、副会長、理事又は監事に任命されたものとする。

3 第三条 主務大臣は、設立委員会をして、協会の設立に関する事務を処理させる。

4 第四条 設立委員は、定款を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 第五条 第一項第六号中「南方同

業援護会」の下に「北方協会」を

6 第九条 協会の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第二十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

7 第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

8 第十九条第七号中「南方同業援護会」の下に「北方協会」を、

9 第十一条 登録税法(明治二十九年法律第五十四号)の一部を次のよ

うに改正する。

10 第十二条登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

11 第十三条 法人税法(昭和二十一年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

12 第十四条 水産庁設置法(昭和二十一年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

13 第十五条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

14 第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次

のように改正する。

15 第十七条 北方協会が其ノ業

務ニ關シテ発スル証書、帳

簿

(所得税法の一部改正)

第十二条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「南方同

業援護会」の下に「北方協会」を

加える。

(法人税法の一部改正)

第十三条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次によ

うに改正する。

第十四条 水産庁設置法(昭和二十一年法律第七十八号)の一部を次

のように改正する。

第十五条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次

のように改正する。

第十七条 北方協会に關する事務を行なうこと。

第十八条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第十九条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第二十条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第十二条 所得税法(昭和二十二年法律第二百一十六号)の一部を次

のように改正する。

第十三条 法人税法(昭和二十二年法律第二百一十六号)の一部を次

のように改正する。

第十四条 水産庁設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第十五条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次

のように改正する。

第十七条 北方協会に關する事務を行なうこと。

第十八条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第十九条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第二十条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第二十一条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第二十二条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第二十三条 法人税法(昭和二十二年法律第二百一十六号)の一部を次

のように改正する。

第二十四条 水産庁設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第二十五条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第二十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次

のように改正する。

第二十七条 北方協会に關する事務を行なうこと。

第二十八条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第二十九条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第三十条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第三十一条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第三十二条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第三十三条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第三十四条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第三十五条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第三十六条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第三十七条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第三十八条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第三十九条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第四十条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第四十一条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第四十二条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第四十三条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第四十四条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第四十五条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第四十六条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第四十七条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第四十八条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第四十九条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第五十条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第五十一条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第五十二条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第五十三条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第五十四条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第五十五条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第五十六条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第五十七条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第五十八条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第五十九条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第六十条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第六十一条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第六十二条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第六十三条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第六十四条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第六十五条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第六十六条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第六十七条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第六十八条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第六十九条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第七十条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第七十一条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第七十二条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第七十三条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第七十四条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第七十五条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第七十六条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第七十七条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第七十八条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第七十九条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第八十条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第八十一条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第八十二条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第八十三条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第八十四条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第八十五条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第八十六条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第八十七条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第八十八条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第八十九条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第九十条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第九十一条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第九十二条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第九十三条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。

第九十四条 総理府設置法(昭和二十一年法律第二百二十七号)の一部を

次のように改正する。



昭和三十六年十月二十七日 参議院会議録第十二号 基本法禁止に関する決議案

野本	品吉	林田	俊治	野田	俊一
林屋鬼次郎	平島	敏夫	堀	一松	定吉
			末治		
			久吉		
			村松	秀逸	前田
			武藤	勇雄	佳都男
			最上	久義	增原
			英子	常介	恵吉
			山本	杉	三木與吉郎
			湯澤	三千男	村上
			吉江	勝保	春藏
			米田	正文	松野
			阿部	竹松	孝一
			占部	長造	松澤
			秋山	頤道	兼人
			伊藤		藤田
			湯澤		藤太郎
			吉武		平林
			正文		野上
			相澤		剛
			谷村		成瀬
			山本		野溝
			阿具根		中村
			横山		順造
			吉武		藤原
			登		轄治
			惠市		野子
			大和		高田なほ子
			与一		永岡
			山本伊三郎		光村
			森中		吉田
			守義		藤原
			大和		道子
			与一		道
			吉田		藤原
			法晴		忠二
			東		安田
			隆		敏雄
			曾祢		矢嶋
			益		三義
			吉田		甚助
			法晴		光村
			金光		松澤
			田畠		松永
			金光		忠二
			片岡		藤原
			文重		平林
			赤松		野上
			横川		松衛
			正市		吉田
			常子		法晴
			安田		東
			敏雄		曾祢
			矢嶋		益
			三義		吉田
			甚助		法晴
			光村		東
			松澤		曾祢
			松永		益
			忠二		吉田
			藤原		法晴
			道子		東
			道		曾祢
			藤原		益
			忠二		吉田
			甚助		法晴
			光村		東
			松澤		曾祢
			松永		益
			忠二		吉田
			藤原		法晴
			平林		東
			野上		曾祢
			松衛		益
			吉田		吉田
			法晴		法晴
			東		東
			曾祢		曾祢
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		曾祢
			曾祢		益
			益		吉田
			吉田		法晴
			法晴		東
			東		

最近ソ連が、核実験停止に関する  
ジユネーヴ交渉の継続中にもかかわ

核実験禁止に関する決議

○近藤誠代君　ただいま議題となりました核実験禁止に関する決議案につきまして、提案者を代表し、その趣旨を御説明いたします。

かに合意に達し、あわせてこれを契機として核兵器の製造、貯蔵及び使用の禁止の協定を締結するよう強く要望する。

〔近藤鶴代君登壇、拍手〕

あることにかんがみ、すべての国が核実験の実施を即時停止することともに、関係諸国がこの際有効な国際管理制度を伴う核実験の停止に関する議論を伴う。これと併せて、これらを契約として、核兵器の製造、貯蔵及び使用の禁止の協定を締結するよう強く要望する。

右決議する。

以上であります。

本院は、核実験禁止が世界の恒久平和を願う世界各国の強い要望であることからかんがみ、すべての国が核実験の実施を即時停止することもに、関係諸国がこの際有効な国際管理制度を伴う核実験の停止に関する事項に合意に達し、あわせてこれを契機として、核兵器の製造、貯蔵及び

今や全人類が底知れず不安と緊張を抱えているのであります。相次ぐ核実験そのものが、地球上に死の灰を降下せしめるところによって、私どもの生命身体に現実の危険を加え、また、放射能量を増加せしめる結果、遺伝により、子孫の幸福に対しても、きわめて憂うべき影響を及ぼすような事態は、何としても私どもの見のがし得ないところであります。過去四たびにわたる本院の決議も、世界唯一の被爆国としての

怖の世界を作り出していく。その結果、世界の激化に伴う国際緊張の増大により、今や全人類を底知れぬ不安と絶望に陥れているのです。相次ぐ核実験のものが、地球上に死の灰を降下せしめることによって、私どもの生命身体に現実の危険を加え、また、放射能量を増加せしめる結果、遺伝により、子孫の幸福に対しても、きわめて憂う

本院は、核実験禁止が世界の恒久平和を願う世界各国民の強い要望であることからかんがみ、すべての国が核実験の実施を即時停止することも

暴死を強行したことは、世界世論を無視する一大暴挙であり、われわれは強くソ連に抗議するものである。

核爆発を実行したことは世界世論を無視する一大暴挙であり、われわれは強くソ連に抗議するものである。

は、すでに二十回以上の実験を重ね、更に五十メガトンの核爆発実験を予告し、世界各国の反対にもかかわらず十月二十三日遂に超大型の核

は、すでに二十回以上の実験を重ね、更に五十メガトンの核爆発実験を予告し、世界各国の反対にもかわらず十月二十三日遂に超大型の

るものであるにせよ、国際関係をもたらすものであつて、本院の深く遺憾とするところである。殊にソ連

るものであるにせよ、国際關係を激化し、究極には人類破滅の危険をもたらすものであつて、本院の深く遺憾とするところである。殊にソ連

らず、突如として一方的に核実験を再開し、これに対応して、米国もまた地下における核実験を再開したことは、それがいかなる理由目的によ

らず、突如として一方的に核実験を再開し、これに対応して、米国もまた地下における核実験を再開したこと

初めに案文を朗読いたします。

一八〇

日本国民の悲願の表明であつたのであります。

このような意味において、昭和三十年秋、米英ソ三国が、それぞれ核実験を自発的に停止し、ジネーヴにおいて核実験停止のための会議を開くに至ったとき、私どもは、全世界の人々とともに、心からこれを歓迎したのであります。その後、フランスが原爆実験を强行するという不幸な事件はありましたが、米英ソの三国が二年十カ月にわたって核実験を停止してきたことは、世界の人々に一縷の希望を抱かせるものでありました。

ケネディ大統領とフルシチヨフ首相との首脳会談において、フルシチヨフ首相は、再び六ヶ月の期限付でドイツ・ベルリン問題の解決を提起し、続いてソ連は、自己の方式による解決を押しつける態度を明らかにしてきたため、米ソを中心とする国際関係はますます緊張し、国際的危機が叫ばれるに至りました。私どもは、平和を怠顧する全世界の人々とともに、深く心を痛めて参ったのであります。

このようなとき、ソ連は突如として、八月三十日、核実験再開を声明し、わずか二日後には、中央アジアにおいて第一回の大気圏内の実験を行なっております。この事実は、本

年三月二十一日、米英ソ三国の間で再開された核実験停止会議が現に進行中であるにもかかわらず、ソ連は、一方において核実験の準備をひそかに進めってきたことを物語るものではありますまい。ソ連が連続三回実験するに及び、米国もまた、研究室及び地下の実験を再開する旨声明し、九月十五日、ネバダ州において地下実験を行ない、すでに三回に及んでおります。このようにして、全世界の人々の願いもむなしく、今や再び核実験競争の事態が出現するに至ったことは、私どもの深く遺憾とするところでござります。(拍手)ことに、フルシチコフ首相は、第二十二回共産党大会の席上、五十メガトンの核爆発実験を行なう旨予告し、これに抗議する世界世論を全く無視愚弄するかのように、十月二十三日、ついに超大型の核爆発を断行するに至つたのであります。このような超大型の核爆発は、軍事的必要よりは、むしろ軍事力の誇示をもつて、関係国のみでなく、世界世論に対し心理的圧力と恐怖を与え、あくまでも自国の主張を押し通そうとする力の政策以外の何ものでもありません。常に平和共存や全面的完全軍縮を口にしながら、自己の利害目的のために、国際信義も、世界世論も、人類の安寧幸福も無視して顧みない、天人ともに許さざる暴挙と申すほかはなく、(拍手)私たちは限りない憤りをもつて、この暴挙に対し強く抗

議せざるを得ないのであります。かかる国によるものであれ、また、いかなる目的によるものであれ、核兵器の実験には絶対に反対するものであります。これ以上、死の灰の降下と放射能の増加を黙視することは、人類がみずから手で、みずから、そしてまた、みずからの子孫の首を絞めるにひとしいものであります。私ども日本国民は、身をもつて原爆の慘禍を体験し、さらに、水爆実験による放射能の被害をこうむつたものとして、声を大にして訴えなければなりません。しかも、単に一國家、一国民という立場を超えて、人類全体の生存と幸福を守るために、人類の英知に訴うべき最後の段階に至つたものと考えます。

はなく、むしろ全人類滅滅の絶望感であります。私どもは、核実験の即時停止と禁止協定の実現を強く要請するところに、それによって生ずる国際緊張の緩和と国際的相互信頼感の回復を契機として、核兵器の製造、貯蔵及び使用の禁止の協定が一日も早く締結されるよう、心から希望するものであつて、これこそが、実に人類の生存に残された至上の急務であります。

私は、本決議案に対し、本院が全会一致をもつて御賛成あらんことを、提案者一同を代表して、心からお願ひする次第でございます。(拍手)

○議長(松野謙平君) 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇、拍手〕

○須藤五郎君 私は、日本共産党を代表して、ただいま上程された決議案に反対するものであります。

この決議案は、平和の真の守り手であるソ連政府を中傷し、国際紛糾に油を注ぎ、そのことによつて核実験そのものの解決への道を閉ざそうとしているからであります。この決議案と、さきのソ連政府声明、さらに、昨日発表された池田首相あてフルシチヨフ首相の書簡を比べて見るがよろしい。フルシチヨフ書簡は、次のとく述べております。「われわれがこの処置をとつたのは、長い間の熟慮のあとであり、

諸国民間の平和の確保という理想を重んじるものには、だれにもかかる心の痛み、悲痛の感なしにはとれなかつたところを強調したいと思ひます。(発言する者多し) これは、平和を愛好するものの眞実の声であり、ヒューマニズムに満ちたものだと考へます。諸君もこの眞実の声に耳を傾けて、ソ連核実験再開の眞の意義を冷静に受けとめるべきであります。(発言する者多し) ソ連が核実験再開を余儀なくされた原因は、ベルリン問題であります。私は、去る九月、ソ連訪問のあと、さらに視察団を率いてベルリンに行つて参りました。そこで私の知り得たことは、アデナウアー・ケネディ会談によつて、ベルリンに暴動を起こす計画が話し合われたことであります。(発言する者多し) アデナウアーは、これを十月に起こす計画を立てたのであります。そして、この暴動を前にして、アメリカ、イギリス、フランス、西独軍隊が、すでに戦争体制に入つていたことであります。暴動が成功するならば、それを口実に東独侵略が行なわれ、核戦争に發展することは不可避免であります。そのため、西独軍隊はNATOの秘密計画文書MC 96によって核武装させていたのであり、事態はまさに、りつ然とするほどの危機に直面していたのであります。ソ連政府の断固たる態度と、これに応じた世界の平和諸国民の努力によつて、この

核戦争の陰謀は押えつけられたのであります。(譲場騒然)だがが一体、核戦争を起こそうとしたのか。だれが一体このアメリカと西独の戦争冒険主義者を抑え、世界に話し合への光明を作り出したのか。今日、事態は全く明瞭であります。

本決議案は、この天下下知のことから国民の目をそらせるものであります。おそるべき核戦争の危機から日本国民と世界を守るために、真に原爆実験のない世界を作るためには、今日、戦争の一切の根源を取り除くこと、諸国民の努力はここに集中されなくてはなりません。それこそ全面的かつ完全軍縮の要求であり、アメリカの原爆基地を日本から取り除くための安保条約の破棄でなければなりません。

戦前戦後、断固として平和の旗を掲げ、いかなる困難彈圧にも戦争に反対してきた、日本における唯一の政党日本共産党は、この立場から本決議案に斯固反対するものであります。(拍手)

会で、ソ連が五十メガトン級の超大剣爆弾の実験を行なつたことを確認し、さらにソ連の専門家は、五十メガトン級の爆弾の威力を実証したことを聲明しました。A.F.P電報によつて伝えられました。私どもは、この爆弾が五十メガトンであるのか、それには近いものであるかの詳細のことは、まだ聞いておりませんが、これが超大型の核爆弾の実験であつたことは、各國の観測所によつて記録されたところであります。この種の超大型爆弾は、爆心から十二キロ以内の木造家屋、六キロ以内の鉄筋コンクリート建築を完全に破壊し、死の灰は限りない広い地域に降下されると伝わられております。ましてや、その範囲に居住する人間は、地上最大の惨禍死に方によつて抹殺され、放射能障害にて感得いたしているところでございます。広島、長崎に落とされた原爆は、この大型に比較いたしまして二千五百分の一にすぎないと言われているにもかかわらず、一瞬にして二十数万の死傷者を出し、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律による健診手帳の交付を受けた者は二十三万五千人及び、死亡者があつたことが報告されており

（拍手）

さらに私が遺憾とするところは、ルシチヨフ首相は、一九五九年九月八日の第十四回国連総会の本会議場において、歴史的な大演説を行ない、古時代における人類のあり方を示すのとして世界の注目をひいたのでございます。そうして、そのとき彼は、年以内に完全軍縮を実現しようと、もし西欧側が全面的完全軍縮に立ち向じられないなら部分的軍縮について交渉する用意があると述べ、現的な目標をも示して、四千語からなる軍縮宣言を発しているのでございす。国連に期待をかけ、平和共存をびかけ、冷戦の終結に積極性を示しフルシチヨフ首相その人が、二年後今日、その期待をかけているとみずら言っている国連で、五十メガトン試験だけはやめて下さいと全人類共通悲願が盛られた決議案の可決に一步んじて、この暴挙をあえてしたことは、みずから平和的指導者として地位、そして、その言論を、みずかの手によつて抹殺するものであり、この不信心行為は、まさに国連における國の指導者としての彼自身の自殺行為ともいふべき遺憾しがくなことであつた。

ソ連は、ガガーリン少佐を生み、チ  
トフ少佐を育てて、人類未開の宇宙圏  
を飛行することに成功し、ソ連の科学  
的成果は、思想の相違を超えて全世界  
の驚嘆と拍手をあびたのは、ついせ  
んだってのことではございませんか。  
私どもは一九六〇年代を科学の躍進の  
時代と信じ、その成果が人類の平和と  
幸福のために寄与されんことを念願し  
ているものでございます。したがつて、  
宇宙飛行計画において科学的に最優位  
を世界に誇示し得たソ連首脳者は、も  
し科学の進歩とこれにふさわしい英知  
に輝く人間精神の高揚などを合致させる  
ことに成功するならば、新時代の指導  
者たる榮誉ある地位は彼らに与えられ  
るものでございましょうに、その期待  
を裏切つたことは、返す返すも残念し  
ごくでござります。

安心して生活できるところの音デオロギーとその方法を身をもつて示すべきではないでしょうか。それこそ私たちが求めて求めてやまないところなのでございます。

しかし私は、この決議案を支持いたしましたにあたりまして、いたずらにこの一事をのみをとらえて攻撃することによって満足するものではございません。核実験停止を叫ぶ者は、同時に、全面的完全軍縮を提案しなければ建設的態度とはいえないものでござります。国連で今すぐ取り上げられなければならぬ緊急事は、厳格な国際管理を伴う全面的な完全軍縮の問題でござります。この問題をおろそかにして、核実験のみを取り上げるならば、米国もまた地下爆発または大気を汚染しない実験などと称するものを考へて、これを行なふべきことではないと心配いたします。

そこで私は、あらゆる大国が軍縮問題に参加することによって、原水爆弾などといたるもの無用の長物とする日を来たらなければならないと信するものでございます。(拍手) そのためには、国際場において、二つの陣営の冷戦を解消する方向に導くとのでき立つ中立の国々の存在が考へられなければならぬと思ひます。

わが社会党が積極的中立外交を叫ぶのも、ことにその意義があるのでござい

ります。ケネディ米国大統領は、去る九月二十五日の国連総会の演説の中で、この夏オクラードで開かれました中立諸国首脳会議を高く評価いたしております。そして、これらの中立諸国が完全軍縮の計画を支持しているのは、ソ連のためではなく、米国のためでなく、まさに人類の問題として認識しているからだと言つております。

平和は人々の心の中から発するものであるといわれております。けれども、世界の恒久平和は、単なる感傷によつて得られるものではなくて、あらゆる社会悪、権力亡者と戦う勇氣を必要とするものでございます。われわれ日本人があの原爆の洗礼を受けた犠牲をもとにしたくないなら、國連における恐怖から世界の人々を解放するため、冷戦から超えた外交をもつて世界平和に貢献することを念願して前進すべきだと私は思います。このことを強く要望いたしまして、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 曾祢益君。  
〔曾祢益君登壇、拍手〕

○曾祢益君 私は、民主社会党を代表いたしまして、ただいま上程されましたが、核実験禁止に関する決議案に対し、賛成の討論を行なおうとするものであります。(拍手)

ます。ケネディ米国大統領は、去る九月二十五日の国連総会の演説の中で、この夏オクラードで開かれました中立諸国首脳会議を高く評価いたしております。そして、これらの中立諸国が完全軍縮の計画を支持しているのは、ソ連のためではなく、米国のためでなく、まさに人類の問題として認識しているからだと言つております。

平和は人々の心の中から発するものであるといわれております。けれども、世界の恒久平和は、単なる感傷によつて得られるものではなくて、あらゆる社会悪、権力亡者と戦う勇氣を必要とするものでございます。われわれ日本人があの原爆の洗礼を受けた犠牲をもとにしたくないなら、國連における恐怖から世界の人々を解放するため、冷戦から超えた外交をもつて世界平和に貢献することを念願して前進すべきだと私は思います。このことを強く要望いたしまして、私の賛成討論といたします。(拍手)

去る八月三十日に、ソ連は、ちょうど核実験禁止に関するジュネーブ会議に出席しましたが、この会議はまだ総統中であり、しかもこの会議にアメリカが新しい提案を出すことにいたしまして、核実験再開の一方的決定を通告したのであります。しかも、その後ソ連が現実に世界の世論を無視して行ないました核実験の相次ぐ連続的な強行によりまして明らかになつたことは、この実験禁止をやるために話合の途中に、きわめて大規模なる核実験の一連の爆発実験の準備を完全にやつておつたということであります。

私は、ソ連がこのように、言つてゐることとやつていること間に大きな矛盾を示している、そして、ソ連のやることは何とはなしにおろしい、何とはなしに底が知れないといふ。こういう感じを与えたことは、否定できません。

また、このソ連の今回の核実験再開は、これは平和のためだからいい、アメリカの核実験再開だけはいけない、こうにしておりますけれども、むしろソ連はそういう意味で奇襲をやりそなうないと思うのであります。西側の核戦争の準備云々ということを再開の口実にしておりますけれども、むしろソ連は、日本原水爆禁止運動にも大きな影響を与えたと思うのであります。すなわち、今や、ソ連の核実験再開は、

ころで、どういう規模で、いかなる程度の大気の汚染を伴う実験をやるかといふことを全く知らしておらないといふことであります。これはまことに驚くべきことであります。私は、核兵器に対する基本觀でなければならぬと信じておられる以上は、どの国がいかなる条件でいかなる理由でやろうと、核実験の再開なり開始はいけない、これがわれわれの基本觀でなければならぬと信じて優位を持つたほうがいいとは私どもは考えておりません。また、地下爆発実験と大気汚染の実験との相違は、われわれもよく承知している。それでもかかわらず、アメリカがこれを契機として核兵器実験再開に踏み切ったことは、これまで遺憾千万であります。何となれば、このよらなことは必ずや悪循環を起こしまして、その結果は、この決議案文に明瞭に示しているように、国際緊張の激化と、遂には人類を滅ぼす核兵器による戦争の危機を増大するからにはならないのであります。(拍手)

この点について特に政府に私は強く要望したいのは、政府が、アメリカに対する言葉とソ連に対する反対の言葉のニュアンスを変えないように、はつきり日本国民の正確なる反対の意を、アメリカにもぜひ伝えることが必要だと信するのであります。

ソ連は、ちょうど歴史的な二十二回共産党大会の勢頭のこのフルシチヨフ演説において、自分の憲をぶちこわすような百メガトンだけはやらなければ

ども、五十メガトンのこの爆発実験は、三十一日までに、十月中旬にこれをやるということを言いました。世界世論がこれに一致反対いたしました。しかし、それにもかかわらず、しきりして国連の政治委員会において、五十メガトンの停止、中止を訴える、このゆるやかな、しかも悲痛な叫びが決議される直前に、ついに、三十メガトンであるか五十メガトンであるかは別といましても、少なくとも超大型核爆発実験をついに強行してしまった。(まことに遺憾と申しますが、私ども激しい怒りをもってこの事態を迎えるを得ない)あります。フルシチヨフが池田首相あて書簡において、すべて一連のこういうことは、西側の戦争的な行為に対する威嚇的警告であると、みずからそれが威嚇的警告だということを告白しているのであります。私は、ソ連がいかに口に平和共存を唱えても、その実体というものが、このような世論を無視し、何者をもばからざるむき出しの実力、むき出しの武力、これによつて相手を威嚇し、いな、全人類を威嚇し、ついには、社会主義インター・ナショナルのローマ大会の決議にあるように、この五十メガトンの爆発強行によって人類に対する極悪の犯罪を犯したとすら、インターの大会が言つているのであります。そのような措置をとつたということは、まさに遺憾千万と言わざるを得ないのであります。

(号外)官報  
あります。(拍手)しこうして、この數十メガトンの核爆発の実験の結果がいかに大気を汚染し、いかに人類の生存を危くし、いかにわれわれの子孫におそるべき遺伝的障害を与えるかについては、私は、ソ連は歴史の審判の前にその身をさらしていると信ずるのであります。国際世論の反発は当然であります。私は、このことを強くこの席からソ連に対して抗議したいと存するのであります。同時に、この五十メガトンの爆発強行によって、私どもが前から、この国会の当初から各党にお話申し上げ、お願い申し上げておきましたが、同時に、この核爆発実験停止、核兵器禁止に関する共同決議案が、とりあえず、とにかく日の目を見るために至つたことは、私は幸いだつたと信じます。

それは、われわれはこれから何をなすべきであるか。この決議にも言つてゐるように、まず、とりあえず、すべての関係国による実験の停止、実験の取りやめをございます。ただし、問題は、実験のいわゆる自發的な停止だけでは事は済まない。ソ連は、もうやつちましたから自分はこれでいいんだ、やめた。これではアメリカがやることを押さえることにとうていならない。どうしても、問題は、核実験の禁止をあるいは停止を、国際協定によつて確実にすることが絶対に必要であります。

○曾祢益君(続) ゼひともこれをかちとつて参らなければならないと存するのであります。

最後に、核実験禁止協定を作ること初めて阻止することができることは、御承知のとおりであります。私どもは、今や第五の核保有国が、特に中共がここ一两年中に核兵器を持つであろうというニュースを、大きな衝動を持たずして迎えるわけには参らない。第五、第六の保有国、もしそういうことが無限に広がるならば、もはや、核実験の禁止、核兵器の禁止、国際軍縮とともに、それはとうてい不可能な、野放しの状態になることをおそれるの

あります。そこで本案は可決せられました。ただいまの決議に対し、内閣総理大臣及び三木国務大臣から発言を求められました。順次発言を許します。池田内閣総理大臣。

○國務大臣池田勇人君登壇、拍手

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

ただいまの決議に対し、内閣総理大臣及び三木国務大臣から発言を求められました。順次発言を許します。池田内閣総理大臣。

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○國務大臣(池田勇人君) ただいまの御決議に対しまして、政府の所信を申述へたいと存します。

核実験禁止は人類の悲願であり、人類の平和と幸福のためにも、即時その実現がはからなければなりません。政府といいたしましては、すべての国が核実験を即時停止するとともに、関係諸国が有効な国際管理を伴う核実験停止協定に關し、すみやかに合意に達するよう熱望してやまないのであります。このため、政府は、かねてより右の立場に基づき、直接関係国に強く働きかけるとともに、国際連合において積極的役割を果たしつつあるのであります。だが、ただいまの御決議の趣旨を体しまして、世界の平和と人類の幸福のために、今後一そらの努力を払うこと

○議長(松野鶴平君) 曾祢君、時間が超過しました。

○曾祢益君(続) 最後に、政府に對

○議長(松野鶴平君) 三木國務大臣。  
〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕  
○國務大臣(三木武夫君) ただいまの御決議にもありましたごとく、わが国は世界における唯一の原爆被災国でございます。したがって、その悲惨なる体験を持つておるわが國として、核爆発あるいは核融合の原理は、これを人類の福祉のためにのみ使う、軍事的利用をしない、こういうかたい決意をもつて、原子力基本法等にその決意を明記いたしておる次第でござります。

この日本国民の悲願をよそにして、ソ連が大型の核爆発実験を强行いたしましたことは、まことに遺憾でござります。いすれの国を問わず、いすれの理由を問わず、善意に満ちた人類の頭上に放射性の灰を振りまくといふようなことを弁護する余地はもうわれわれとしては、御決議にもあります。したがつて、わざとく、将米、核実験の停止、国際的な管理を伴う核実験の停止、さらに進んでは製造禁止、貯蔵禁止、使用禁止、こういうところまでいって、放射能の灰の被害から人類を守ることが絶対に必要でございます。現に、ソ連の核爆発の実験によりまして、将米、日本は相当な放射能の灰の被害を受けることが予測されます。これに対しても、その測定あるいは分析、国民に対する注意等、行政的な措置は講じましても、これはきわめて消極的なことで

ござりますので、やはり根本的な核実験の停止ということが絶対に必要でございます。

そういう意味におきまして、われわれは、できる限り、今後、あらゆる機会をとらえ、また、あらゆる機関を通じまして、そうしてこの目的の達成に努力したいという決意でございます。

(拍手)  
○議長(松野鶴平君) 次回の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十三分散会

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君

議員 杉山 昌作君

谷口 廉吉君

田中 清二君

加賀山之雄君

大泉 寛三君

加藤 正人君

白井 勇君

小平 芳平君

市川 房枝君

堀 苦米地英俊君

村上 義一君

太田 正孝君

篠森 駒造君

野上 進君	杉原 荒太君	泉山 三六君
谷村 貞治君	高橋進太郎君	井上 清一君
米田 正文君	西郷吉之助君	柴田 栄君
川上 為治君	木暮武太夫君	久保 久君
仲原 善一君	堀木 錠三君	天塙 繁夫君
手島 栄君	草葉 隆圓君	等者 等君
石谷 審男君	木暮武太夫君	天田 勝正君
勝俣 稔君	堀木 錠三君	成瀬 鮎治君
佐野 廣君	草葉 隆圓君	東 隆君
鍋島 直紹君	木暮武太夫君	岡 三郎君
上原 正吉君	堀木 錠三君	佐多 忠隆君
武藤 常介君	草葉 隆圓君	重盛 壽治君
小柳 牧衡君	木暮武太夫君	近藤 信一君
谷口弥三郎君	堀木 錠三君	曾祢 益君
武藤 常介君	草葉 隆圓君	羽生 三七君
上原 正吉君	木暮武太夫君	松本治一郎君
最上 英子君	堀木 錠三君	内村 清次君
岩沢 忠恭君	草葉 隆圓君	赤松 常子君
野本 品吉君	木暮武太夫君	池田 勇人君
田中 広穂君	堀木 錠三君	高橋善太郎君
杉浦 武雄君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
千葉千代世君	木暮武太夫君	大谷 武治君
大森 創造君	堀木 錠三君	柴田 栄君
津島 麟一君	草葉 隆圓君	小林 武治君
武内 五郎君	木暮武太夫君	大谷 武治君
横川 正市君	堀木 錠三君	大谷 武治君
坂本 昭君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
中村 順造君	木暮武太夫君	大谷 武治君
西田 信一君	堀木 錠三君	大谷 武治君
野木 伊三郎君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
野田 俊作君	木暮武太夫君	大谷 武治君
野上 元君	堀木 錠三君	大谷 武治君
山本伊三郎君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
小柳 勇君	木暮武太夫君	大谷 武治君
阿部 竹松君	堀木 錠三君	大谷 武治君
鈴木 錦君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
坂本 秀男君	木暮武太夫君	大谷 武治君
占部 秀男君	堀木 錠三君	大谷 武治君
大河原一次君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
林屋龜次郎君	木暮武太夫君	大谷 武治君
宮澤 喜一君	堀木 錠三君	大谷 武治君
水野 譲君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
新谷寅三郎君	木暮武太夫君	大谷 武治君
木内 四郎君	堀木 錠三君	大谷 武治君
田中 清二君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
谷口弥三郎君	木暮武太夫君	大谷 武治君
武藤 常介君	堀木 錠三君	大谷 武治君
小柳 牧衡君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
谷口弥三郎君	木暮武太夫君	大谷 武治君
武藤 常介君	堀木 錠三君	大谷 武治君
上原 正吉君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
最上 英子君	木暮武太夫君	大谷 武治君
岩沢 忠恭君	堀木 錠三君	大谷 武治君
野本 品吉君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
田中 広穂君	木暮武太夫君	大谷 武治君
杉浦 武雄君	堀木 錠三君	大谷 武治君
千葉千代世君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
大森 創造君	木暮武太夫君	大谷 武治君
津島 麟一君	堀木 錠三君	大谷 武治君
武内 五郎君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
横川 正市君	木暮武太夫君	大谷 武治君
坂本 昭君	堀木 錠三君	大谷 武治君
中村 順造君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
西田 信一君	木暮武太夫君	大谷 武治君
野木 伊三郎君	堀木 錠三君	大谷 武治君
野田 俊作君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
野上 元君	木暮武太夫君	大谷 武治君
山本伊三郎君	堀木 錠三君	大谷 武治君
小柳 勇君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
阿部 竹松君	木暮武太夫君	大谷 武治君
鈴木 錦君	堀木 錠三君	大谷 武治君
坂本 秀男君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
占部 秀男君	木暮武太夫君	大谷 武治君
大河原一次君	堀木 錠三君	大谷 武治君
林屋龜次郎君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
宮澤 喜一君	木暮武太夫君	大谷 武治君
水野 譲君	堀木 錠三君	大谷 武治君
新谷寅三郎君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
木内 四郎君	木暮武太夫君	大谷 武治君
田中 清二君	堀木 錠三君	大谷 武治君
谷口弥三郎君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
武藤 常介君	木暮武太夫君	大谷 武治君
上原 正吉君	堀木 錠三君	大谷 武治君
最上 英子君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
岩沢 忠恭君	木暮武太夫君	大谷 武治君
野本 品吉君	堀木 錠三君	大谷 武治君
田中 広穂君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
杉浦 武雄君	木暮武太夫君	大谷 武治君
千葉千代世君	堀木 錠三君	大谷 武治君
大森 創造君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
津島 麟一君	木暮武太夫君	大谷 武治君
武内 五郎君	堀木 錠三君	大谷 武治君
横川 正市君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
坂本 昭君	木暮武太夫君	大谷 武治君
中村 順造君	堀木 錠三君	大谷 武治君
西田 信一君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
野木 伊三郎君	木暮武太夫君	大谷 武治君
野田 俊作君	堀木 錠三君	大谷 武治君
野上 元君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
山本伊三郎君	木暮武太夫君	大谷 武治君
小柳 勇君	堀木 錠三君	大谷 武治君
阿部 竹松君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
鈴木 錦君	木暮武太夫君	大谷 武治君
坂本 秀男君	堀木 錠三君	大谷 武治君
占部 秀男君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
大河原一次君	木暮武太夫君	大谷 武治君
林屋龜次郎君	堀木 錠三君	大谷 武治君
宮澤 喜一君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
水野 譲君	木暮武太夫君	大谷 武治君
新谷寅三郎君	堀木 錠三君	大谷 武治君
木内 四郎君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
田中 清二君	木暮武太夫君	大谷 武治君
谷口弥三郎君	堀木 錠三君	大谷 武治君
武藤 常介君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
上原 正吉君	木暮武太夫君	大谷 武治君
最上 英子君	堀木 錠三君	大谷 武治君
岩沢 忠恭君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
野本 品吉君	木暮武太夫君	大谷 武治君
田中 広穂君	堀木 錠三君	大谷 武治君
杉浦 武雄君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
千葉千代世君	木暮武太夫君	大谷 武治君
大森 創造君	堀木 錠三君	大谷 武治君
津島 麟一君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
武内 五郎君	木暮武太夫君	大谷 武治君
横川 正市君	堀木 錠三君	大谷 武治君
坂本 昭君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
中村 順造君	木暮武太夫君	大谷 武治君
西田 信一君	堀木 錠三君	大谷 武治君
野木 伊三郎君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
野田 俊作君	木暮武太夫君	大谷 武治君
野上 元君	堀木 錠三君	大谷 武治君
山本伊三郎君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
小柳 勇君	木暮武太夫君	大谷 武治君
阿部 竹松君	堀木 錠三君	大谷 武治君
鈴木 錦君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
坂本 秀男君	木暮武太夫君	大谷 武治君
占部 秀男君	堀木 錠三君	大谷 武治君
大河原一次君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
林屋龜次郎君	木暮武太夫君	大谷 武治君
宮澤 喜一君	堀木 錠三君	大谷 武治君
水野 譲君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
新谷寅三郎君	木暮武太夫君	大谷 武治君
木内 四郎君	堀木 錠三君	大谷 武治君
田中 清二君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
谷口弥三郎君	木暮武太夫君	大谷 武治君
武藤 常介君	堀木 錠三君	大谷 武治君
上原 正吉君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
最上 英子君	木暮武太夫君	大谷 武治君
岩沢 忠恭君	堀木 錠三君	大谷 武治君
野本 品吉君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
田中 広穂君	木暮武太夫君	大谷 武治君
杉浦 武雄君	堀木 錠三君	大谷 武治君
千葉千代世君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
大森 創造君	木暮武太夫君	大谷 武治君
津島 麟一君	堀木 錠三君	大谷 武治君
武内 五郎君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
横川 正市君	木暮武太夫君	大谷 武治君
坂本 昭君	堀木 錠三君	大谷 武治君
中村 順造君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
西田 信一君	木暮武太夫君	大谷 武治君
野木 伊三郎君	堀木 錠三君	大谷 武治君
野田 俊作君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
野上 元君	木暮武太夫君	大谷 武治君
山本伊三郎君	堀木 錠三君	大谷 武治君
小柳 勇君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
阿部 竹松君	木暮武太夫君	大谷 武治君
鈴木 錦君	堀木 錠三君	大谷 武治君
坂本 秀男君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
占部 秀男君	木暮武太夫君	大谷 武治君
大河原一次君	堀木 錠三君	大谷 武治君
林屋龜次郎君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
宮澤 喜一君	木暮武太夫君	大谷 武治君
水野 譲君	堀木 錠三君	大谷 武治君
新谷寅三郎君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
木内 四郎君	木暮武太夫君	大谷 武治君
田中 清二君	堀木 錠三君	大谷 武治君
谷口弥三郎君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
武藤 常介君	木暮武太夫君	大谷 武治君
上原 正吉君	堀木 錠三君	大谷 武治君
最上 英子君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
岩沢 忠恭君	木暮武太夫君	大谷 武治君
野本 品吉君	堀木 錠三君	大谷 武治君
田中 広穂君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
杉浦 武雄君	木暮武太夫君	大谷 武治君
千葉千代世君	堀木 錠三君	大谷 武治君
大森 創造君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
津島 �麟一君	木暮武太夫君	大谷 武治君
武内 五郎君	堀木 錠三君	大谷 武治君
横川 正市君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
坂本 昭君	木暮武太夫君	大谷 武治君
中村 順造君	堀木 錠三君	大谷 武治君
西田 信一君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
野木 伊三郎君	木暮武太夫君	大谷 武治君
野田 俊作君	堀木 錠三君	大谷 武治君
野上 元君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
山本伊三郎君	木暮武太夫君	大谷 武治君
小柳 勇君	堀木 錠三君	大谷 武治君
阿部 竹松君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
鈴木 錦君	木暮武太夫君	大谷 武治君
坂本 秀男君	堀木 錠三君	大谷 武治君
占部 秀男君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
大河原一次君	木暮武太夫君	大谷 武治君
林屋龜次郎君	堀木 錠三君	大谷 武治君
宮澤 喜一君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
水野 譲君	木暮武太夫君	大谷 武治君
新谷寅三郎君	堀木 錠三君	大谷 武治君
木内 四郎君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
田中 清二君	木暮武太夫君	大谷 武治君
谷口弥三郎君	堀木 錠三君	大谷 武治君
武藤 常介君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
上原 正吉君	木暮武太夫君	大谷 武治君
最上 英子君	堀木 錠三君	大谷 武治君
岩沢 忠恭君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
野本 品吉君	木暮武太夫君	大谷 武治君
田中 広穂君	堀木 錠三君	大谷 武治君
杉浦 武雄君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
千葉千代世君	木暮武太夫君	大谷 武治君
大森 創造君	堀木 錠三君	大谷 武治君
津島 麟一君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
武内 五郎君	木暮武太夫君	大谷 武治君
横川 正市君	堀木 錠三君	大谷 武治君
坂本 昭君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
中村 順造君	木暮武太夫君	大谷 武治君
西田 信一君	堀木 錠三君	大谷 武治君
野木 伊三郎君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
野田 俊作君	木暮武太夫君	大谷 武治君
野上 元君	堀木 錠三君	大谷 武治君
山本伊三郎君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
小柳 勇君	木暮武太夫君	大谷 武治君
阿部 竹松君	堀木 錠三君	大谷 武治君
鈴木 錦君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
坂本 秀男君	木暮武太夫君	大谷 武治君
占部 秀男君	堀木 錠三君	大谷 武治君
大河原一次君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
林屋龜次郎君	木暮武太夫君	大谷 武治君
宮澤 喜一君	堀木 錠三君	大谷 武治君
水野 譲君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
新谷寅三郎君	木暮武太夫君	大谷 武治君
木内 四郎君	堀木 錠三君	大谷 武治君
田中 清二君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
谷口弥三郎君	木暮武太夫君	大谷 武治君
武藤 常介君	堀木 錠三君	大谷 武治君
上原 正吉君	草葉 隆圓君	大谷 武治君
最上 英子君	木暮武太夫君	大谷 武治君
岩沢 忠恭君	堀木 錠三君	大谷 武治君
野本 品吉君	草葉 隆圓君	大谷 武治君

昭和三十六年十月二十七日 參議院會議錄第十二号

明治二十五年第三種郵便物認可  
三月三十日

定価一部十五円

(昭和三十六年十月三十日付)

發行所

東京新宿区市谷本町一五  
大藏省印刷局  
電話九段四三二一五  
郵政